

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を改正する
規程を公布する。

平成25年 3 月 29 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 9 号

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を
改正する規程

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（平成23年大阪広域
水道企業団管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（勤続期間の計算） 第17条 （略） 2－4 （略） 5 （略） (1) （略） (2) 他の地方公共団体又は特定地方独立 行政法人（以下「地方公共団体等」と いう。）で、退職手当に関する規定又 は退職手当の支給の基準において、当 該地方公共団体等以外の地方公共団 体若しくは特定地方独立行政法人の公 務員又は一般地方独立行政法人（地方 独立行政法人法第55条に規定する一般 地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、 地方公社（地方住宅供給公社、地方道 路公社及び土地開発公社をいう。以下 同じ。）若しくは公庫等（国家公務員 退職手当法第7条の2第1項に規定す る公庫等をいう。以下同じ。）（以下 「一般地方独立行政法人等」という。） に使用される者（役員及び常時勤務に 服することを要しない者を除く。以下 「一般地方独立行政法人等職員」とい う。）が<u>任命権者</u>若しくはその委任を 受けた者又は一般地方独立行政法人等 の要請に応じ、退職手当を支給されな いで、引き続いて当該地方公共団体等 の公務員となった場合に、当該地方公 共団体等以外の地方公共団体若しくは 特定地方独立行政法人の公務員又は一 般地方独立行政法人等職員としての勤 続期間を当該地方公共団体等の公務 員としての勤続期間に通算することと 定めているものの公務員（以下「特定 地方公務員」という。）が、<u>任命権者</u> 又は<u>その委任を受けた者の要請</u>に応じ、 引き続いて一般地方独立行政法人又は	（勤続期間の計算） 第17条 （略） 2－4 （略） 5 （略） (1) （略） (2) 他の地方公共団体又は特定地方独立 行政法人（以下「地方公共団体等」と いう。）で、退職手当に関する規定又 は退職手当の支給の基準において、当 該地方公共団体等以外の地方公共団 体若しくは特定地方独立行政法人の公 務員又は一般地方独立行政法人（地方 独立行政法人法第55条に規定する一般 地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、 地方公社（地方住宅供給公社、地方道 路公社及び土地開発公社をいう。以下 同じ。）若しくは公庫等（国家公務員 退職手当法第7条の2第1項に規定す る公庫等をいう。以下同じ。）（以下 「一般地方独立行政法人等」という。） に使用される者（役員及び常時勤務に 服することを要しない者を除く。以下 「一般地方独立行政法人等職員」とい う。）が<u>企業長</u>若しくはその委任を受 けた者又は一般地方独立行政法人等の 要請に応じ、退職手当を支給されな いで、引き続いて当該地方公共団体等 の公務員となった場合に、当該地方公 共団体等以外の地方公共団体若しくは 特定地方独立行政法人の公務員又は一 般地方独立行政法人等職員としての勤 続期間を当該地方公共団体等の公務 員としての勤続期間に通算することと 定めているものの公務員（以下「特定 地方公務員」という。）が、<u>企業長</u>の要 請に応じ、引き続いて一般地方独立行政 法人又は地方公社で、退職手当（これ

地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合には、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員として勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用されるときと定めているもの（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後さらに引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となつた場合には、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用されるときと定めているもの（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後さらに引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(4)・(5) (略)

- (6) 職員が、任命権者又はその委任を受

に相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が企業長又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合には、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用されるときと定めているもの（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後さらに引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (3) 特定地方公務員又は国家公務員が、企業長の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、企業長又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となつた場合には、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用されるときと定めているもの（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後さらに引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(4)・(5) (略)

- (6) 職員が、企業長の要請に応じ、特定

けた者」の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(7) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

7—10 （略）

（特定一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算）

第18条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 （略）

3 （略）

(1) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公

一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(7) 職員が、企業長の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを企業長の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

7—10 （略）

（特定一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算）

第18条 職員のうち、企業長の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 （略）

3 （略）

(1) 職員が、企業長の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引

務員として在職した後引き続き再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間 (2) 職員が、<u>任命権者又はその委任を受けた者</u>の要請に応じ、引き続き特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間 (3) 特定地方公務員が、<u>任命権者又はその委任を受けた者</u>の要請に応じ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間 (4) 国家公務員が、<u>任命権者又はその委任を受けた者</u>の要請に応じ、引き続き特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、国家公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間 (5)・(6) (略) 4・5 (略) 附 則 1—6 (略) <u>(退職手当の基本額に係る特例)</u> 7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。<u>この場合において、第16条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。</u>	き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間 (2) 職員が、<u>企業長</u>の要請に応じ、引き続き特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間 (3) 特定地方公務員が、<u>企業長</u>の要請に応じ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間 (4) 国家公務員が、<u>企業長</u>の要請に応じ、引き続き特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、国家公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間 (5)・(6) (略) 4・5 (略) 附 則 1—6 (略) <u>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</u> 7 当分の間、<u>20年以上</u>35年以下の期間勤続して退職した者<u>(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第22条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。))</u>を除く。)に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100</u>
--	--

8 当分の間、<u>36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第9条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u> 9 (略) 10 <u>当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第8条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。</u>	<u>分の104を乗じて得た額とする。</u> 8 当分の間、36年の期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたもの（<u>傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。</u>）に対する退職手当の基本額は、<u>その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</u> 9 (略) (一般の退職手当の額に係る特例) 10 <u>当分の間、一般の退職手当の額は、第5条から第10条まで、第12条から第16条まで、附則第3項、第5項及び第6項から第8項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の95を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。</u>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年4月1日から同年9月30日までの間における改正後の大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（以下この項において「新退職手当規程」という。）附則第7項（新退職手当規程附則第9項及び第10項においてその例による場合を含む。）及び第8項の規定の適用については、新退職手当規程附則第7項中「100分の87」とあるのは、「100分の92」とする。